

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年 8 月 28日 (火) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員 (9人)

会長	11番	田原賢二
委員	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員 (2名)

	1番	細川幹生
	7番	山田伸二

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第23号	賃貸借の合意による解約について
第5	報告第24号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第6	報告第25号	農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第7	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第25号	農用地利用集積計画の承認について
第9	議案第26号	現況証明願について
第10	議案第27号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山	智
主任	平塚	恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第8回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第8回農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。8月に入りましても苦渋な天気が続きまして、今日も低温注意報が出ていますけども、何かと作物の生育、発芽の管理等心配されているのではないかと思います。麦の収穫もあったわけですが、農協職員の話によりますと「きたこがね」で9俵台、「ゆめちから」で8俵台、「はるこむぎ」で6俵台ということで、非常に今後の調整作業にもよりますけども、8割前半の歩留まりにしかならないのではないかと、麦としては満足いく年とはならないのではないかと思います。今後のよい麦に期待したいと思います。これからも芋、玉葱の収穫作業本番を迎えますが、何とか天候も安定して、順調に作業が進むことを願いたいと思います。それでは今日の議案について、慎重審議して参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、8名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、9番 西原委員、10番 巴委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご

了承います。

議 長：日程第4 報告第23号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第23号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。
今回は、1件の申請がありました。この1件は3条の許可申請に伴う解約であります。議案書に基づいて説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による通知
賃貸借の合意による解約
番号11【賃貸人及び賃借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 最上216番4外3筆、地目 畑、面積合計 61,155㎡の内50,000㎡、
移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年1月11日、終期 平成30年11月30日、全契約地 50,000㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年8月21日です。
位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思
います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第23号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第23号については、報告のとおりご了承願いま
す。

議 長：続きまして日程第5 報告第24号「農地法第3条の3の規定による届出の受理
について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：報告第24号「農地法3条の3の規定による届出の受理について」ご報告いたし

ます。今回は相続による所有権の移転1件です。議案書をご覧ください。

農地法第3条の3

所有権の移転

番号20番【譲渡人及び譲受人の住所氏名等】、土地の所在 活汲757番3外29筆、地目 公簿・現況は議案のとおりになります、面積合計 436,399㎡、利用状況 普通畑、契約種類 相続、土地引渡しの時期 平成30年6月15日、届出理由 死亡による相続。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第24号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質問がないようですので、報告第24号については報告の通り了承願います。

議 長：続きまして、日程第6 報告第25号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは報告第25号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。

2頁後の農地所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。

今回報告されました法人は【法人名読上】の5件です。

報告されました農地所有適格法人につきましては全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。報告第25号についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第25号については報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第7 議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：議案第24号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回の農地法第3条の申請は3件です。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第3条

所有権の移転

番号19【譲渡人及び譲受人住所氏名等】土地の所在 相生237番、地目 公簿・現況ともに畑、面積合計 808㎡、利用状況 普通畑、契約種類 売買、土地引渡しの時期 平成30年5月1日、価格 ●●●●●円10a当り●●●●円、移転後経営面積 799,193㎡、申請理由 譲渡人 離農のため。譲受人 農業経営規模拡大のため。

農地法第3条

賃借権による権利設定

番号21【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 最上60番4外15筆、地目 公簿・現況についてはご覧の通りとなります、面積合計 235,368㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃借権、始期 平成30年9月1日、終期 平成40年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●円、設定後事業面積 235,368㎡、申請理由 貸主 孫が営農を開始するため農地を貸付ける。借主 営農開始のため。

次頁をご覧ください。

番号22【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 達美121番1外17筆、地目 公簿・現況ともに畑、面積合計 208,738㎡、利用状況 普通畑、契約種類 使用賃借、始期 平成30年2月1日、終期 平成40年11月30日、借賃はございません。設定後事業面積 208,738㎡、申請理由 貸主 後継者に経営を譲るため。借主 父から経営を譲り受けるため。

次頁以降の農地法第3条調査書受付番号19番、21番及び22番をご覧ください。いずれの調査書とも農地法第3条第2項第1号から第2項第7号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。また農地所有適確法人以外の法人等の賃借の場合ですが、こちらについてもいずれも該当ございません。位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。議案第24号について質疑を求めます。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第24号について採決します。
本件は原案の通り決することに異議ありませんか。
【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：日程第8 議案第25号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局：はい 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、議案第25号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。
今回の案件は、所有権移転3件の申出がありました。議案書に基づいて説明いたします。

所有権移転

番号24番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 高台136番1外1筆、地目 畑、合計面積 30,073㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年8月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号25番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 高台134番1外1筆、地目 畑、合計面積 12,504㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年8月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号26番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 共和273番1、地目 畑、合計面積 43,256㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年8月29日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたい
と思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第25号について、質疑を求めます。
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第25号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしま
す。

議 長：続きまして、日程第9 議案第26号「現況証明願について」を議題といたしま
す。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは議案第26号「現況証明願について」ご説明いたします。今回1件の申
請がありました。次頁をご覧ください。

現況証明

番号6番【申請者住所氏名等】申請地 共和485番12外1筆、公募地目 畑、
現況地目 山林、面積 4,447㎡、利用状況 山林【所有者住所及び氏名】、
願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。
本申請地は平成30年4月18日の農地あっせん会議にて協議した結果、非農地
として相対で売買するとしたら、公募上畑であるため地目変更登記が必要となり
願出があったものです。位置図につきましては次頁の通りとなります。
以上で説明終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第26号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか。
【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第26号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：続きまして日程第10 議案27号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：議案第27号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の養成について」ご説明いたします。

今回の要請は先の総会にて報告いたしましたあっせん結果において、売買価格が高額のため、保有合理化事業に移行することが望ましいという判断により津別町に対し、買入協議の通知を要請するものでございます。

議案書に基づき説明いたします。

買入協議の要請を行う農地の内訳

番号4番、【所有権移転のあっせん申出者住所氏名】、申し出に係る農用地 土地の所在 布川15番1外11筆、地目 公簿・現況はご覧の通りとなります、面積合計 151, 158㎡、利用調整上に特に問題となった事項 受け手は規模拡大を目指し取得を希望したが、売買価格が高額なため、利用調整が成立しなかった。

位置図につきましては次頁の通りとなっておりますので確認いただきたいと思います。

議 長：説明が終わりました。議案第27号において質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第27号について採決します。
本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定致します。

(13時55分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員